（権限の委任）

第二十七条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　（略）

二　法第十二条第十一項及び第十四項（これらの規定を法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による権限

三・四　（略）

別表（第十二条関係）

（略）	（略）

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地中間管理事業規程の記載事項） **第五条**　法第八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（削る。） 二　（略） （削る。） 二　（略） （農地中間管理事業規程の認可の申請に係る事項） **第六条**　法第八条第三項第三号ロの農林水産省令で定める事項は、農作業の受託に係る契約期間に関する基準並びに対価の算定基準及び支払の方法とする。 2　法第八条第三項第四号ロの農林水産省令で定める事項は、農作業の受託に係る契約期間に関する基準並びに対価の算定基準及び支払の方法とする。 （土地改良事業の説明） **第七条**　法第八条第三項第三号ホ及び第四号ハの規定による説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。 （事業計画等の認可の申請） **第八条**　（略） 2　法第九条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第二条第三項各号に掲げる業務の実施に関する計画 二　農地中間管理事業に係る業務の一部を委託しようとするときは、委託しようとする者の氏名又は名称及び住所、委託しようとする業務の内容、委託の期間その他必要な事項 三　その他必要な事項 3　前項第二号の委託しようとする者が法人である場合には、第一項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　委託しようとする法人の定款又は寄附行為 二　委託しようとする法人（登記がされている法人に限る。）の登記事項証明書	（農地中間管理事業規程の記載事項） **第五条**　法第八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　農用地等について借受けを希望する者の募集の方法に関する事項 二　（略） 三　農地中間管理事業に係る業務の委託の実施基準 四　（略） （新設） （土地改良事業の説明） **第六条**　法第八条第三項第四号ハ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。 （事業計画等の認可の申請） **第七条**　（略） 2　法第九条第二項の農林水産省令で定める事項は、法第二条第三項各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項とする。 （新設） （新設） （新設） （新設）

（権限の委任）

第二十七条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

別表（第十八条関係）

（略）	（略）